

令和7年度地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会

近畿ブロック協議会

2025.11.5

被疑者等支援業務実践報告

被疑者等支援業務は、
“命を途切れさせない支援”

一般社団法人奈良県社会福祉士会
奈良県地域生活定着支援センター

会長
センター長

西田 利昭
(認定社会福祉士 精神保健福祉士)

1. 地域生活定着支援センターの機能

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所者に対して帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行う

特別調整…保護観察所が行う生活環境調整のうち、高齢又は障害を有するために福祉的支援が必要であり、矯正施設釈放後の住居がないなどの一定の要件を満たす受刑者等に対する調整

一般調整…保護観察所が行う生活環境調整のうち、特別調整以外のもの

フォローアップ業務

コーディネート業務を行った対象者が矯正施設退所後、受入れ先施設等支援関係者への助言等を行う

相談支援業務

矯正施設から退所した対象者の相談に応じ、助言等その他支援を行う

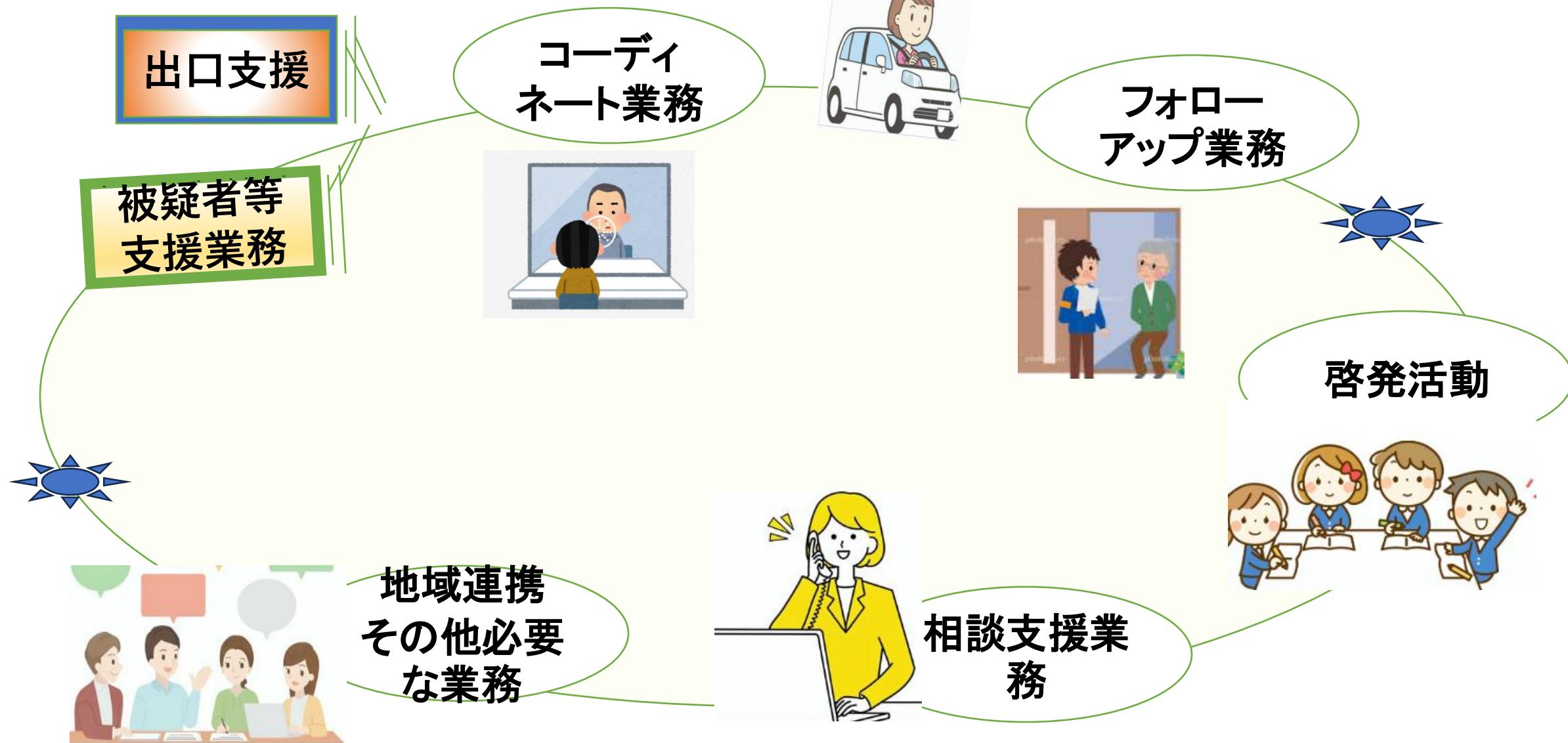
被疑者等支援業務

福祉サービス等ニーズに基づく利用調整及び釈放後の必要な援助を継続的におこなう。弁護士等を含めた関係機関と支援体制の構築を図る

その他の業務

地域で支える有機的なネットワーク構築、研修等による啓発活動など

2. 地域生活定着支援センターの業務



3-1. 奈良県の被疑者等支援業務について

- ・令和4年度より開始。
- ・帰住先は、自立準備ホーム、救護施設、障害者のグループホームなどに保護観察所と連携をして調整を行なっている。
- ・本人の面会は、拘置支所や警察の留置所へ行くのが従来であるが、時間的制約があったり、特性でアクリル板越しでの会話が困難な方もいるので会話のやり取りが大変難しいことも多々ある。

⇒奈良県では、検察庁が法務合同庁舎へ本人を呼んで頂き、検察庁のお部屋で面会をすることが出来ている。本人の意向をしっかりとお聞きする事が出来て、釈放された後もスムーズに本人の支援を行なうことが出来ている。

3-2. 奈良県の被疑者等支援業務について

- ・奈良県では、奈良地方検察庁、奈良保護観察所、奈良弁護士会、拘置支所（奈良拘置支所、葛城拘置支所）、奈良県地域生活定着支援センターで『被疑者等支援業務・5者協議』を年に一回開催している。オブザーバーとして奈良県の地域生活定着支援センター担当課に参加してもらっている。
- ・担当者レベルでの調整協議会を検察庁・保護観察所・奈良県の地域生活定着支援センター担当課、当センターで奇数月に行っている。
- ・担当者レベルでの協議会の発起人は、奈良県の地域生活定着支援センター担当課であり、奈良県は県庁との協同関係が強くとれている。

3-3. 奈良県の被疑者等支援業務について 担当者レベルでの調整協議会で今年度行なったこと

他県の地域生活定着支援センターで実施されている先進的な取組（いわゆる「長崎モデル」）を参考に、本協議会において検討を行い、奈良県としても実践に着手した。

具体的には、実刑判決を受けた者に関し、検察庁が矯正施設へ送付する「処遇上の参考事項調査票」の備考欄に、地域生活定着支援センターが関与している旨を記載してもらうものである。7月の協議会にて検討を行い、8月には1件を試行的に実施した。今後も効果検証を行いながら、継続的な取組を検討していく。

3-4①. 奈良県の被疑者等支援業務について 担当者レベルでの調整協議会で今年度行なったこと

被疑者等支援業務では、通常、まず検察庁において入口支援の必要性が検討された後、保護観察所との協議を経て、支援対象者であると選定された場合に、保護観察所から地域生活定着支援センターへ調整の依頼がなされる。なお、対象者の選定段階においては、地域生活定着支援センターが関与することは一般的には認められていない。

奈良県では、検討を重ね、検察庁により支援の必要性が認められた後の対象者選定について、試行的ではあるが奈良県地域生活定着支援センターが奈良保護観察所と協働して選定に参加できることになった。現場での実践を通じて、今後の連携体制の在り方を検討していく予定である。

3-4②. 奈良県の被疑者等支援業務について 担当者レベルでの調整協議会で今年度行なったこと

【経緯】

地域の社会福祉協議会から、「以前から支援している方が逮捕・勾留され、留置場で今後の生活について面会・相談をしてほしい」との連絡があった。

社会福祉協議会のみでは対応が困難であったため、奈良県地域生活定着支援センターに対し、支援や帰住先の調整を依頼する相談が寄せられた。

これは地域から「助けて」と声があがったケースである。

被疑者等支援業務においては、通常、検察庁が入口支援の必要性を判断した上で、保護観察所と協議を行う。

その協議結果に基づき、支援対象者と認定された場合に、保護観察所から地域生活定着支援センターへ調整依頼がなされる仕組みとなっており、本来、センター側から個別の支援相談を申し出ることはできない。

3-4③. 奈良県の被疑者等支援業務について
担当者レベルでの調整協議会で今年度行なったこと

【結果】

このたび、当センターが対象者選定に関与できるようになったことで、地域から寄せられた相談事案についても、保護観察所へ直接情報共有や相談ができる体制が整いつつある。これにより、地域発の支援要請に対しても、司法・福祉双方の連携による早期対応が可能となった。

事例Nさんのグリーフケア

「検察庁さんや保護観察所さんがいなければ僕は今生きていません」

「死のうと思っていました」

— 被疑者等支援業務から始まる

“生きる”への再出発 —



個人が特定されないように加工しています

僕は、釈放されたら死のうと思っていました。

そう語ったのは、被疑者等支援業務で支援した30代の青年。奈良県地域生活定着支援センターが調整した帰住先の施設で、彼は涙ながらにこう話した。

「妻のいない生活なんて考えられない。
勾留中に支えてくれた母も急死して、
僕は釈放されても一人なんです。」

支えてくれていた人を、同時に失った

彼は療育手帳を保持しており、
妻と二人で慎ましく生活していた。

釈放時までに、妻と母も亡くなっただ。
面会時も涙が止まらず、
担当検察官が「支援が必要」と察知し、
被疑者等支援業務の対象者となつた。

「死にたい」その言葉に寄り添い続けた

釈放までの期間、奈良県地域生活定着支援センターと帰住予定施設の職員は、週3回のペースで面会を続けた。アクリル板越しに泣く彼に、私たちができたのは“そばにいること”だけだった。

「あの時、頻繁に来てくれたから、
施設に行こうと思いました。
死ぬのはその後にしよう
と思いました。」

誰かが、夜中でも話を聞いてくれた

釈放後、施設に入所した彼は、
職員が“何時間でも話を聞いてくれた”と語る。

「妻は太陽のような人でした。
でも今は、
妻が僕に生きてほしい
と思っている気がします。」

施設職員の言葉——「もう少しこっちの世界で旅をして、お土産を持って奥さんに会いに行こう」。
この一言が、彼の生きるようとするきっかけとなった。

今は、人のために生きています

「今は妻や母にできなかったことを、
みんなにして
あげたいんです。
困っている人の話を聞いて、
一緒に考えることが、
僕の生きる意味なんです。」

彼は今、施設で料理当番を担い、
得意料理を皆さんにふるまう日々を送っている。

つながりが、生きる力になった

「検察庁さんや保護観察所さんが
奈良定着さんと施設さんに
つないでくれなかつたら、
僕は今、
生きていません。
本当に感謝しています。」

この言葉は、司法と福祉が協働して命を支えた証である。
被疑者等支援は単なる制度ではなく、
「人をもう一度、生きる場所へつなぐ」支援である。

生きることを支えるソーシャルワーク

この事例は、
制度の中に“人の温かさ”が息づいた実践である。
奈良地方検察庁、奈良保護観察所、奈良県地域生活定着支援センター、そして施設職員。それぞれの立場で一人の命に寄り添い続けた。

支援とは、制度を動かすことではなく、
人の心に「生きてみよう」と思える瞬間を取り戻すこと。
彼の「死ぬのはその後にしようと思いました」という言葉は、
支援が“命の物語”を紡ぐものであることを教えてくれた。

司法と福祉が出会うことで、人がもう一度、生き直す力が生まれる。

要 点

- ・被疑者等支援業務は、“命の途切れさせない”支援。
- ・人の「死にたい」が「生きてみよう」に変わるべききっかけを作る支援。

事例 Sさん 「一人ぼっちじゃない」

～Sさんの行政連携～



個人が特定されないように加工しています

事例：81歳、男性。兄と同居の家を放火。

- ・**2024年4月30日** 保護観察所からの依頼により「被疑者等支援業務」の依頼を受ける。（I市に住民票登録あり）
- ・**2024年5月8日** 支援開始。介護保険に関する情報資料：本人の供述による情報。弁護人情報：要支援2。検察庁情報：不明。（聞き取りの時期による相違）本人の同意を得て、I役所で問い合わせ。
I役所担当課に本人がこのまま出所するとホームレスになる可能性を理解していただき要支援2が分かる。
- ・妻が5年前に亡くなり、兄が一緒に住もうと言ってくれ、約300万円を預けた。生活費を折半し年金から払ってきたが、お金のことで兄との関係が険悪になる。
- ・兄から暴力を受け骨盤骨折し、A精神科病院に半年間入院。退院後、お金の返却を迫ったが無視された。兄の家のガレージで衣類など燃やすと壁に燃え移る。消防署に連絡した。「自分に金を返してくれればこんなことにはならなかった」と、火事については後悔。
- ・30代：隣県でラーメン店を2店舗開業。40代：タクシー会社で20年間勤務。

釈放後の概要

2024年6月4日 判決：罪名は放火。執行猶予付きの判決が出る。

釈放後、高齢者施設の自立準備ホームがなかったので、障害者自立訓練施設とグループホームを備えたB財団の自立準備ホームに入所。

要支援2、ADL（日常生活動作）は自立だが“ふらつき”がある。

介護ベッド・歩行器が必要。ケアマネが手配。

福祉用具は数日で届く。

I市フォレスト地域包括支援センターと連携開始。

2024年6月21日 B財団グループホームで支援会議開催。

今後の支援の方向を検討。

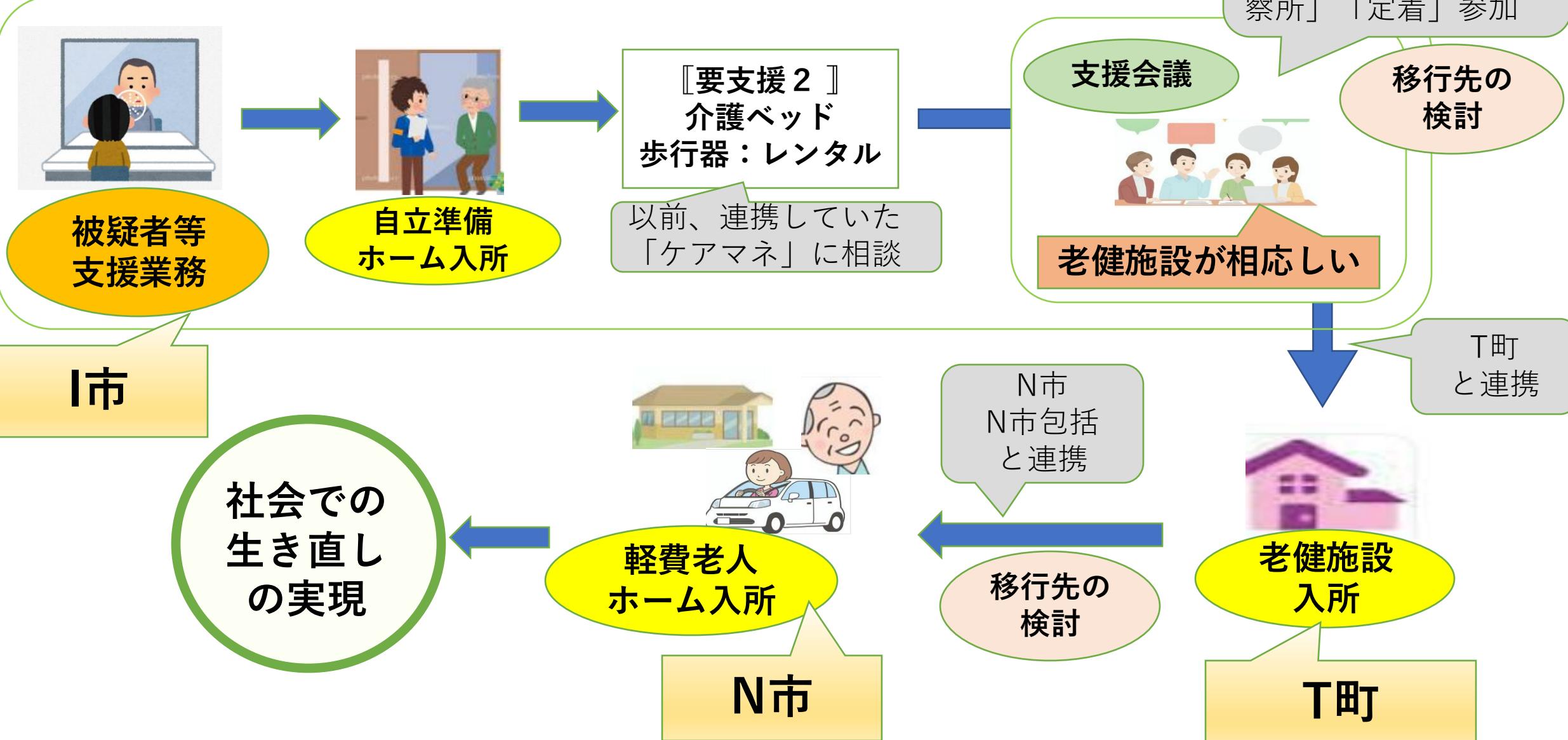
参加機関：I市福祉課、I市フォレスト地域包括支援センター、I市介護センターケアマネ、保護観察所、B財団、定着



つながる、つなげる、つなぎ直す

80歳前半 Sさん

「本人」「包括」「事業所」「行政」「ケアマネ」「保護観察所」「定着」参加



まとめ（1）



- I市から、一時的に人権が制約されている点を踏まえて情報提供いただいたことで支援を進めることができた。
- T町との情報提供などの連携で老健施設に入所できた。歩行も回復したので、散歩できたりする施設への転居希望ができる。
- N市福祉課と包括支援センターに相談。N市と連携ができ、Sさんは収入が多くないので軽費老人ホームを選択肢として施設を探す。目当ての施設見学も行い、入所が決定。

まとめ（2）

- ・自立準備ホームでは若者と交わる。かつてラーメン店主であったので餃子を作ったり、人生相談に乗ったりして応援。「これからは人に迷惑を掛けず静かに過ごしていきたい。これが恩返し」と涙ながらに話された。

自立準備ホーム退所の日は、施設で盛大なお別れ会がある。

そこには、放火していたかつてのSさんの姿はなかった。



- ・老健施設では、懸命にリハビリに励む。

迷惑を掛けたくないという思いもある。

- ・軽費老人ホームでは、日々穏やかに過ごされている。友達もできた。

訪問時「一人寂しくあの世に行かなくてよい。

こんな嬉しいことはない」と話された。



ご清聴ありがとうございました



今後とも、連携を大切にして、罪に問われた方の社会自立に向けて、支援を進めていきたいと考えています。
皆さま、どうかよろしくお願いいいたします。